

第9回太宰府市自治基本条例審議会

平成26年2月26日（水）午後7時～

於太宰府市役所5階全員協議会議室

出席者；

欠席者；

次 第

1.開 会

2.会長挨拶

議 事

1、まちづくり市民会議における太宰府市自治基本条例（仮称）に盛り込むべき素材について

2、その他

閉会

(資料 1)

まちづくり市民会議における太宰府市自治基本条例（仮称）の素材

第9回 審議会資料

平成26年2月26日

太宰府市

目 次

16. パブリック・コメント	3 ページ
17. 市民参画・18 市政への市民参加の推進	4 ページ
19. 青少年・子どものまちづくりへの参加	5 ページ
20. 情報の共有・21. 情報の公開及び提供・22. 個人情報の保護	6 ページ
23. 公聴制度	7 ページ
24. 住民投票	8 ページ
25. コミュニティ・26. コミュニティへの支援	15 ページ
27. 行政運営	17 ページ
28. 総合計画	18 ページ

16. パブリック・コメント

◆まちづくり市民会議の意見集約

- 市は、市政の基本的かつ重要な政策等の決定に当たり、その案の趣旨、内容等を公表し、広く市民から意見を求めるパブリック・コメント手続きを実施しなければなりません。
- 市は、パブリック・コメント手続きにより提出された市民の意見を十分考慮して、意思決定を行うとともに、速やかにその結果を市民に公表するものとします。
- 第1項の手續及び前項の公表については、別に「太宰府市パブリック・コメント手續実施要綱」に定めています。

◆審議会の意見

- ・パブリック・コメントは、多角的な観点から指摘をし、政策の質を上げていくようなものであり、意見がたくさん出てきても、必ずしもそれに従わなければいけないという類いのものではない。
 - 説明。
- ・パブリック・コメントにおける論点は、それぞれパブリック・コメントを求める側、あるいは提出する側がそれぞれ出すべきものであり、あらかじめ論点を示すようなものばかりではない。
 - 説明。
- ・「パブリック・コメントで出された意見について、きちんと応答しなければならない」という責務は、行政だけではなく議会にも当てはまる。
 - 主語を「市または市議会は」に修正。
- ・パブリック・コメントを市が行った時、市議会に結果をきちんと報告する
 - 盛り込む要素として追加。
- ・議会はいろいろな観点を考慮しなければならない（多様な意見を聞くべき）
 - 「議会の責務」に規定。

(パブリック・コメント)

- 第〇条 市または議会は、市政の基本的かつ重要な政策等の決定に当たり、その案の趣旨、内容等を公表し、広く市民から意見を求めるパブリック・コメント手続きを実施しなければなりません。
- 2 市または議会は、パブリック・コメント手続きにより提出された市民の意見を十分考慮して、意思決定を行うとともに、速やかにその結果を市民に公表するものとします。
- 3 市は、パブリック・コメント手続きにより提出された意見への対応状況を取りまとめ、議会に報告するものとします。
- 4 パブリック・コメント手続きに関する必要な事項は、別に「太宰府市パブリック・コメント手續実施要綱」に定めています。

17. 市民参画 18. 市政への市民参加の推進

◆まちづくり市民会議の意見集約

- 市民、市、コミュニティは、相互に協働し住み良いまちづくりを進めるため、市民参画の仕組みづくりに努めるものとします。(1a, 1b)
- 市は、市政への市民参加の推進のため、制度の充実に努めなければなりません。(2)
- 市は、政策の立案、実施、評価等の各段階において、市民の参加を進め、市民の意見が適切に反映されるよう努めなければなりません。(3)
- 市は、市政への市民参加の機会を設ける場合には、次の事項に配慮するものとします。(4)
 - ・実施の時期が適切であること。
 - ・事案に関係する市民又は地域に係わる市民が参加できること。
 - ・性別、年齢、障がいの有無、経済状況、文化的背景、国籍等により不当に不利益を受けないこと。
- 市は、本市の重要な政策の意思決定過程における市民参加の機会の拡大並びに公正の確保及び透明性の向上を図るため、重要な政策案についての市民参加制度を設けるものとします。(5)
- 市は、市民参加を進めるために必要な条例等を整備するものとします。(6)

◆審議会の意見

- ・「参加」と書かれている言葉は「参画」にする。
- 修正。
- ・「市民参画」と「市政への市民参加の推進」の要素を合わせる
- ・参画の対象として「市民参画」と言った場合は市政への参画であり、「協働」と言った場合はコミュニティなどみんなでまちづくりをやっていこうということを示す。
- 定義、盛り込む要素の再整理。
- ・他事例を参照すると「必要な資料等を提供する」「誠実に処理結果を明らかにする」「誠実に対応する」という項目が必要であろう。
- 盛り込む要素として追加。
- ・参画の形態（時期、関係者等）は「立案、実施、評価」の各段階において異なると考えられる。
- ・参画の基準などは事前に用意すべき項目である。
- ・「重要な政策」の「重要」というものの判断については、実態的な基準として「これとこれとこれが重要である」と列挙するやり方と、手続き的に担保しておくという二通りのやり方があるだろう。
- 「別の条例に定めるところにより～」などの文言を追加。

◆「市民参画」と「協働」を分解

○市民参画

- 1b. 市民参画の仕組みづくりに努めるものとします。
- 3. 市は、別の条例に定めるところにより、政策の立案、実施、評価等の各段階において、市民の参加を進め、市民の意見が適切に反映されるよう努めなければなりません。
- 4. 市は、市政への市民参加の機会を設ける場合には、次の事項に配慮するものとします。
 - ・実施の時期が適切であること。
 - ・事案に関係する市民又は地域に係わる市民が参加できること。
 - ・性別、年齢、障がいの有無、経済状況、文化的背景、国籍等により不当に不利益を受けないこと。
- 2, 6. 市は、市政への市民参加の推進のため、必要な条例等を整備する等、制度の充実に努めなければなりません。
- 5. 市は、本市の重要な政策の意思決定過程における市民参加の機会の拡大並びに公正の確保及び透明性の向上を図るため、重要な政策案についての市民参加制度を設けるものとします。

○協働

- 1a. 市民、市、コミュニティは、相互に協働し住み良いまちづくりを進める

19. 青少年・子どものまちづくりへの参加

◆まちづくり市民会議の意見集約

○市及び市民は、市政に青少年・子どもの声や意見が反映されるように、青少年・子どもの参加の機会、拡大に努めなければなりません。

◆審議会の意見

・7番「青少年・子どもの権利」に「年齢に応じて」「参画を促す」などのニュアンスを組み込む。

→7番「青少年・子どもの権利」と合わせて再整理。

◆まちづくり市民会議の意見集約

(情報の共有)

- 議会及び市は、市政運営に関する情報を市民に積極的に公開し、提供するとともに、市民の意見の把握に努め、市民との情報共有を図らなければなりません。
- 議会及び市は、政策の立案、実施及び見直しに至るまでの過程及び内容を市民に分かりやすく説明しなければなりません。
- 議会及び市は、市民が市政に関する情報や意見等を交換できる機会と場を提供するよう努めます。

(情報の公開及び提供)

- 議会及び市は、公正な市政運営を確保するため、保有する情報を公開、提供しなければなりません。
- 議会及び市が保有する情報の公開手続き等については、別途「太宰府市情報公開条例」に定めています。

(個人情報の保護)

- 議会及び市は、市民の個人情報の権利、利益の保護のため、議会及び市が保有する情報に含まれる個人情報を適切に保護するとともに、市民の自己に関わる個人情報の開示、請求等の権利を保障しなければなりません。
- 前項の個人情報の適切な保護及び市民の自己に関わる個人情報の開示及び請求等の手続き等については、別途「太宰府市個人情報保護条例」に定めています。

◆審議会の意見

- ・「基本的に市民と情報を共有していく」ことを基本原則とする。
 - ・個人情報の取扱い、特に災害時の情報の扱いについて検討が必要。
- 20～22 はまとめて再整理。

(情報の公開及び管理等)

- 第〇条 市及び議会は、公正な市政運営を確保するため、別途「太宰府市情報公開条例」で定めるところにより保有する情報を積極的に公開、提供するとともに、市民の意見の把握に努め、市民との情報共有を図らなければなりません。
- 2 市及び議会は、政策の立案、実施及び見直しに至るまでの過程及び内容を市民に分かりやすく説明しなければなりません。
 - 3 市及び議会は、市民が市政に関する情報や意見等を交換できる機会と場を提供するよう努めます。
 - 4 市及び議会は、市民の個人情報の権利、利益の保護のため、別途「太宰府市個人情報保護条例」に定めるところにより、市及び議会が保有する情報に含まれる個人情報を適切に保護するとともに、市民の自己に関わる個人情報の開示、請求等の権利を保障しなければなりません。

23. 公聴制度

◆まちづくり市民会議の意見集約

○議会及び市は、市民の意見や要望を市政に反映させ、市民との情報共有を図るため、公聴制度を設置します。

◆審議会の意見

・市民と一体となって市政の運営を推進していくために、市政への市民の参加機会を確認するという要素である。

→「市民参画」の項目に組み込んで再整理。

24. 住民投票

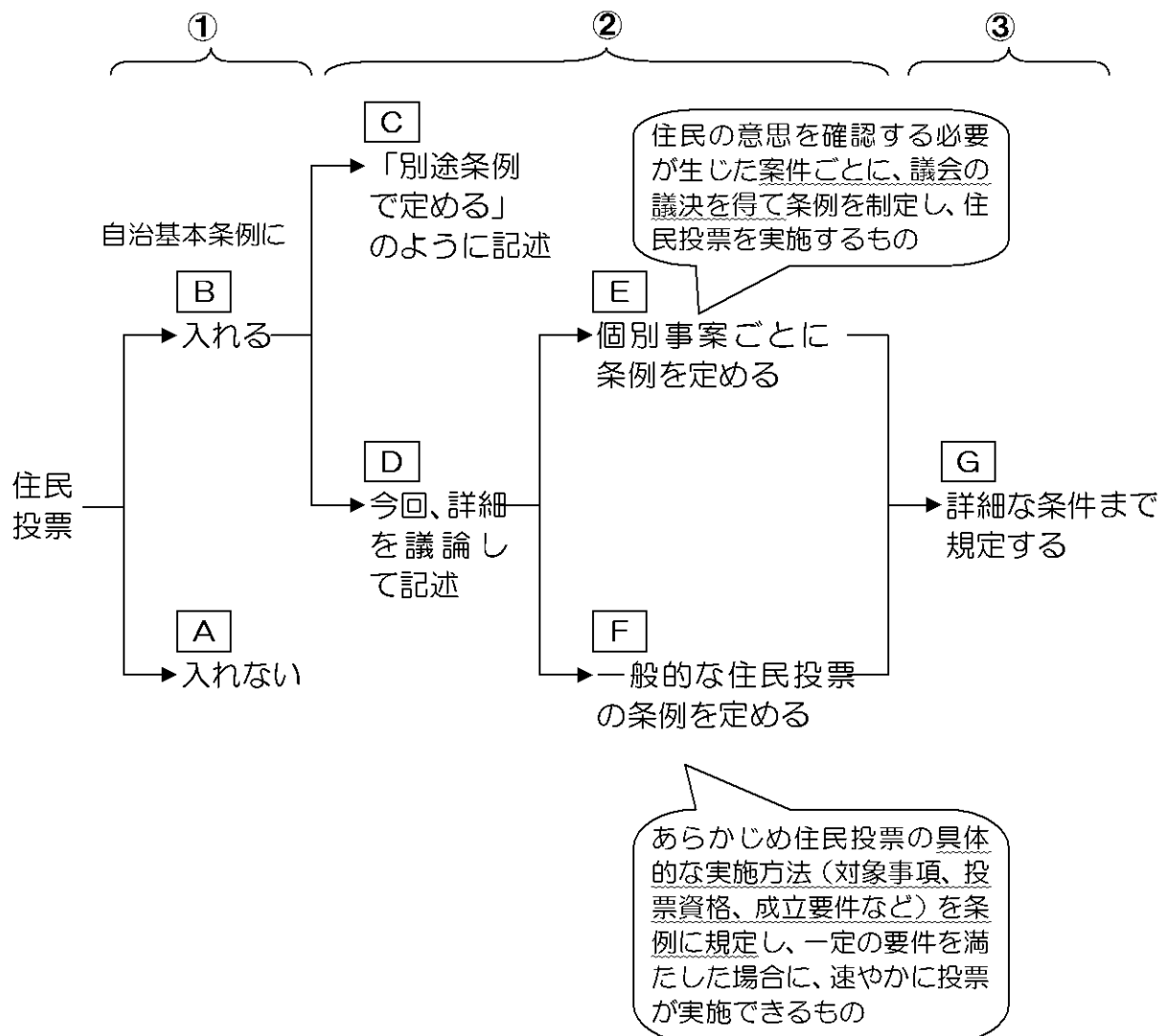
◆まちづくり市民会議の意見集約

- 市内に住所を有する有権者は、市政の重要事項について、その6分の1以上の者の連署をもって市長に対して、住民投票の実施を請求することができます。
- 市長は前項の請求があったときは、住民投票を実施しなければなりません。
- 市長及び議会は、住民投票の結果を尊重しなければなりません。
- 住民投票の実施に関する手続その他必要な事項は、別に条例で定めます。

◆審議会の意見

- ・「結果を尊重しなければなりません」等努力義務規定として書くことになる。
 - ・6分の1の署名の要件は低すぎないか。
 - ・数値の設定は各自治体さまざまである。
 - ・地方自治法上の直接請求の仕組みとして「一ヶ月の間に署名を集めなければならない」という期限が決まっている。
 - ・住民投票をやることでかなりの費用がかかる。
 - ・有権者の年齢や国籍の議論も必要である（16歳以上にするか、外国人を含めるか）。
 - ・自治基本条例に組み込む必要があるかの議論が必要である。
 - ・十分いろいろなことを検討しないまま自治基本条例で数値を決めるのはリスクが大きい。
- 他のさまざまな事例を参考に、再度議論する。

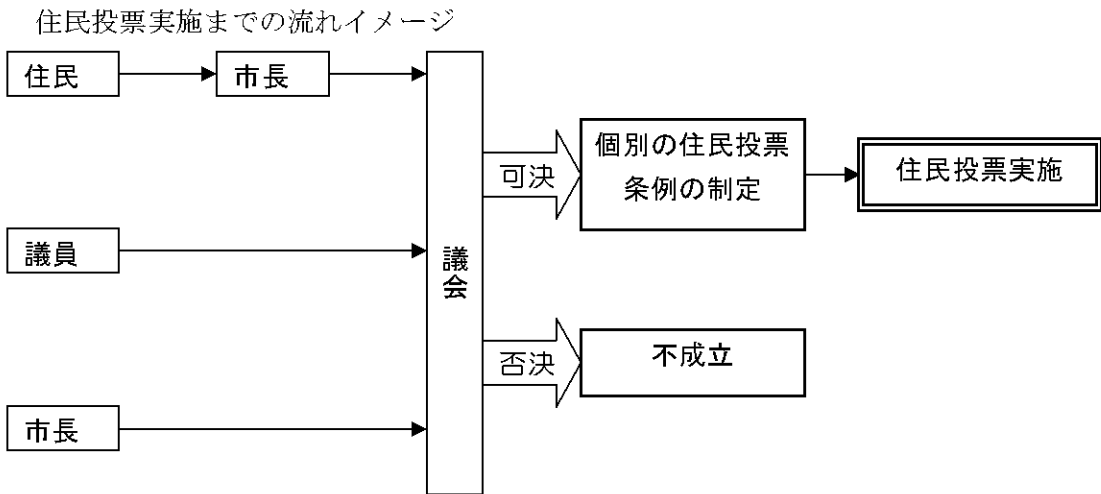
■議論の展開（案）



■ 条例のタイプ

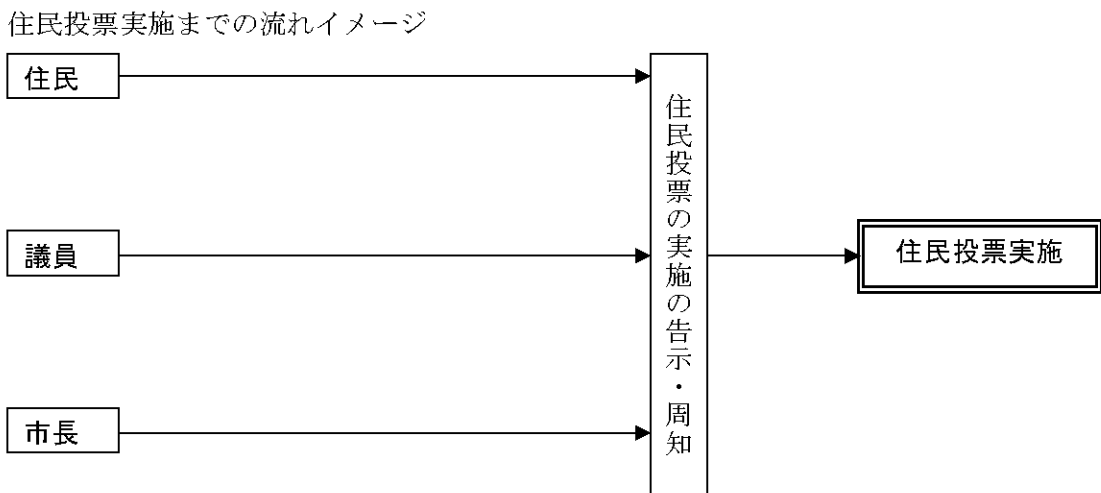
E 個別事案ごとに条例を定める

住民の意思を確認する必要が生じた案件ごとに、議会の議決を得て条例を制定し、住民投票を実施するもの



F 一般的な住民投票の条例を定める

あらかじめ住民投票の具体的な実施方法（対象事項、投票資格、成立要件など）を条例に規定し、一定の要件を満たした場合に、速やかに投票が実施できるもの



■Cの事例

伊予市 (H22. 1 施行)	(住民投票) 第 23 条 市長は、市政運営上の重要事項について、住民の意思を 市政に反映するため、住民投票を実施することができる。 2 市長及び市議会は、住民投票の結果を尊重しなければならない。 3 住民投票の実施に関する手続その他必要な事項については、別 に定める。	なし
-----------------------	--	----

■Eの事例

<p>帯広市</p>	<p>(住民投票)</p> <p>第 11 条 市長は、市政の重要事項について、住民の意思を確認するため、必要に応じて住民投票を実施することができるものとし、その結果について尊重しなければならない。</p> <p>2 住民投票を行う場合は<u>その事案ごとに、</u>必要な事項を規定した条例を別に定めるものとする。</p> <p>3 市長及び市議会議員の選挙権を有する住民は、法令の定めるところにより、住民投票を規定した条例の制定を市長に請求することができる。</p>
<p>筑紫野市</p>	<p>(住民投票制度)</p> <p>第 16 条 市長は法令に定めのあるもののほか、市政に関する重要事項について住民の意思を直接確認する必要があるときは、住民投票を実施することができる。住民投票を実施しようとするときは、<u>対象事案に応じた</u>条例を別に定めなければならない。市は住民投票の結果を尊重しなければならない。</p>
<p>対馬市</p>	<p>(住民投票)</p> <p>第 30 条 市議会議員・市長の選挙権を有する住民、議会議員・市長は、市政に関する重要事項について、住民の意思を直接確認するために、住民投票の実施を請求又は発議することができる。市長は、前記の住民投票の請求・発議があったときは、投票の目的、投票者の資格その他住民投票の実施に必要な事項を、<u>それぞれの事案に応じて別に</u>条例で定めることにより、住民投票を実施することができる。住民・議会・市長は、住民投票の結果を尊重しなければならない。</p>
<p>ニセコ町</p>	<p>(町民投票の実施)</p> <p>第 48 条 町は、ニセコ町にかかわる重要事項について、直接、町民の意思を確認するため、町民投票の制度を設けることができる。</p> <p>(町民投票の条例化)</p> <p>第 49 条 町民投票に参加できる者の資格その他町民投票の実施に必要な事項は、<u>それぞれの事案に応じ、別に</u>条例で定める。前記に定める条例に基づき住民投票を行うとき、町長は町民投票結果の取り扱いをあらかじめ明らかにしなければならない。</p>
<p>伊賀市</p>	<p>(市民投票の原則)</p> <p>第 19 条 市長は、市政に関わる重要事項について、直接市民の意思を確認するため、議会の議決を経て、市民投票の制度を設けることができる。</p> <p>2 市民投票に参加できる者の資格その他の市民投票の実施に必要な事項は、<u>それぞれの事案に応じ、別に</u>定める。ただし、投票資格者を定めるに当たっては、外国人住民や未成年者の参加に十分配慮する。</p> <p>3 市長は、市民投票を行うに当たっては、市民投票結果の取扱いをあらかじめ明らかにしなければならない。</p> <p>(市民投票の実施)</p> <p>第 20 条 市長は、有権者がその総数の 50 分の 1 以上の者の連署をもって、その代表者から市民投票に関する条例の制定の請求があり、当該条例が議決されたときはこれを実施しなければならない。</p> <p>2 市民投票は、投票者の総数が当該市民投票の投票資格者数の 2 分の 1 に満たないときは成立しない。この場合において、開票作業その他の作業は行わないも</p>

	<p>のとする。</p>
三鷹市	<p>(住民投票)</p> <p>第 35 条 市内に住所を有する年齢満 18 歳以上の者で別に定めるものは、市の権限に属する市政の重要事項について、その総数の 50 分の 1 以上の者の連署をもって、<u>条例案を添え</u>、その代表者から市長に対して住民投票の実施を請求することができる。</p> <p>2 前項の条例案において、投票に付すべき事項、投票の手續、投票資格要件その他住民投票の実施に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>3 市長は、第 1 項の請求を受理した日から 20 日以内に市議会を招集し、意見を付けてこれを市議会に付議し、その結果を同項の代表者に通知するとともに、これを公表しなければならない。</p> <p>4 前 3 項に掲げるもののほか、第 1 項による住民投票の請求の処置等に関しては、地方自治法第 74 条第 2 項、第 4 項及び第 6 項から第 8 項まで、第 74 条の 2 第 1 項から第 6 項まで並びに第 74 条の 3 第 1 項から第 3 項までの規定の例による。</p>
熊本市	<p>(住民投票)</p> <p>第 34 条 市長は、市政に係る重要事項について、住民の意思を把握するため、<u>その事項ごとに定められる条例により</u>、住民投票を実施することができます。</p> <p>2 市長は、住民投票の結果を尊重します。</p> <p>(住民投票の請求及び発議)</p> <p>第 35 条 本市において選挙権を有する者は、法令の定めるところにより、その総数の 50 分の 1 以上の者の連署をもって、その代表者から、住民投票を規定した条例の制定を市長に請求することができます。</p> <p>2 市議会議員は、法令の定めるところにより、議員の定数の 12 分の 1 以上の者の賛成を得て、住民投票を規定した条例を市議会に提出することで住民投票を発議することができます。</p> <p>3 市長は、必要に応じ、住民投票を規定した条例を市議会に提出することで住民投票を発議することができます。</p>

■Fの事例

<p>山陽小野 田市 (H24. 1 施行)</p>	<p>(住民投票の実施) 第 31 条 市長は、市政運営上の重要事項について、広く市民の意思を直接問う必要があると認めるときは、条例に基づき住民投票を実施することができます。 2 市民、市及び議会は、住民投票の結果を尊重しなければなりません。</p>	<p>H18.7 に住民投票条例施行</p>
<p>川崎市 (H17. 4 施行)</p>	<p>(住民投票制度) 第 31 条 市は、住民（本市の区域内に住所を有する人（法人を除きます。）をいいます。以下同じ。）、議会又は市長の発議に基づき、市政に係る重要事項について、直接、住民の意思を確認するため、住民投票を実施することができます。 2 議会及び市長は、住民投票の結果を尊重します。</p>	<p>H21.4 に住民投票条例施行</p>

■ Gの事例

<p>嘉麻市 (H22. 1 2)施行</p>	<p>(住民投票の実施) 第 32 条 市長は、市政に関わる重要事項について、広く市民の意思を把握するため、住民投票を実施することができる。 2 住民投票の実施に関し必要な事項は、別に条例で定めるものとする。 3 市民、議会及び市長等は、住民投票の結果を尊重しなければならない。 (住民投票の発議及び請求) 第 33 条 嘉麻市の議会の議員及び市長の選挙権を有する者は、市政に関わる重要事項について、その総数の 50 分の 1 以上の者の連署をもって、市長に住民投票の請求をすることができる。 2 市長は、前項の請求があったときは、意見を付けてこれを議会に付議しなければならない。 3 議員は、議員定数の 12 分の 1 以上の賛成を得て、住民投票の実施について発議することができる。 4 市長は、<u>前 2 項の場合において、議会が出席議員の過半数の賛成により議決したときは、住民投票を実施しなければならない。</u> 5 市長は、第 1 項の請求に係る署名者数が 3 分の 1 を超えたときは、第 2 項の規定によることなく、住民投票を実施しなければならない。</p>	<p>H22. 12 に住民投票条例施行</p>
<p>小諸市 (H22. 4)施行 ただし書きにて第 5 章（住民投票）については公布の日から起算して 10 月以内の規則で定める日より施行するとある。</p>	<p>(住民投票) 第 30 条 市長は、市政に係る重要事項について、広く住民の意思を確認するため、必要に応じて住民投票を実施することができます。 2 市民、市議会及び市の執行機関は、住民投票の結果を尊重しなければなりません。 (住民投票の請求) 第 31 条 年齢満 16 歳以上の住民は、市政に係る重要事項について、その総数の 50 分の 1 以上の者の連署をもって、市長に対して住民投票の実施を請求することができます。 2 市長は、前項の請求があったときは、意見を付けてこれを議会に付議しなければなりません。 3 市議会議員は、市政に係る重要事項について、議員定数の 12 分の 1 以上の賛成を得て、住民投票の実施を発議することができます。 4 市長は、市政に係る重要事項について、自ら住民投票の実施を発議することができます。 5 市長は、前 3 項の場合において、市議会が出席議員の過半数の賛成により議決したときは、住民投票を実施するものとします。 6 市長は、<u>第 1 項の請求に係る署名数が、総数の 4 分の 1 を超えたときは、住民投票を実施しなければなりません。</u> 7 住民投票の投票権を有する者は、年齢満 16 歳以上の住民とします。 8 住民投票について必要な事項は、別に条例で定めます。</p>	<p>H22. 12 に住民投票条例施行</p>

25. コミュニティ 26. コミュニティへの支援

◆まちづくり市民会議の意見集約

(コミュニティ)

- 市行政とは別に、地域福祉を実現する組織として、自治会、校区自治協議会、自治協議会（すべての自治会参加）、その他NPO、ボランティア団体・グループなどがあります。これらを総称してコミュニティと呼びます。

(コミュニティへの支援)

- A案については、次のとおり
 - 市は、コミュニティの果たす役割を認めるとともにその自主性・自立性を尊重し、活動支援、コミュニティ相互の連携促進等必要な措置を講じます。
 - 市は、コミュニティ活動に必要な財政支援を行います。
 - 2009年度より区長制度の廃止に伴って、行政区に一つの自治会は、地域を代表する自主・自治組織として歩み始めました。校区自治協議会、自治協議会とともに、今後のあり方、組織など、市との関係について見直しを行い、別に条例で定めます。
- B案については、次のとおり意見がありました。
 - 市は、コミュニティの果たす役割を認めるとともにその自主性・自立性を尊重し、活動支援、コミュニティ相互の連携促進等必要な措置を講じます。
 - 市は、コミュニティ活動に必要な財政支援を行います。
 - コミュニティと市は、連携しながら地域福祉の実現のために協力します。

◆審議会の意見

- ・市の規定で区長の取扱いが決められていたが、区長制度廃止に伴い、区長がやっていた特別公務員としての仕事を自治会が肩代わりしている。
大きな政策の変換をする場合には「どのようなメリットがあって、どのような問題点があって、今後どのような課題が生じてくるのか」というようなもっと具体的な情報提供がなされた上で、2年や3年など時間をかけて移行していけば、かなりの市民の理解が深まるし了解も得られたと思われる。
しかし、十分な説明は行われず、区長会の了解は得られないまま、拙速なやり方で移行を実施したことにより、さまざまな問題が出ていると思われる。
また、「区に一つの自治会」ということも市の規則で決められていて、校区の編成や活動内容についての編成などを提案する方法がない。皆さんに開かれた自治会制度を実現するための制度が必要。

→幹事会からの現状説明

- ・行政は、支援金の交付先として自治会を位置付けているという認識であるが、自治会としては「区に一つの自治会」という形で受け取っていた。仮に「一つの区で複数の自治会を構成する」と要望した場合、過去の経緯から想像すると、行政は否定的ではないかと思う。
- ・従来の自治会としての運用がなされた部分をそのまま引き継いだこと、プラスその他にも「行政の手」としての役割を担わされていることがある。
そういったことについて私たちが協働という形で市側と交渉したこともありませんし、そのことについての意思決定に関わったこともない。
- ・自治会を充実させなければいけないことも自治会の立場であり、各校区、各自治会、意思決定手続きや住民の親睦など少しずつ充実させてきている。

→自治会代表からの現状説明

- ・コミュニティの定義の内容が幅広すぎてぼやけてしまわないか。NPOなどは「事業者等」に入れた方がよいのではないか。
- コミュニティにNPOを含めるか、事業者等を含めるかについては、それぞれの定義を再度議論する時に整理する。
- ・コミュニティの果たす役割とは何か？コミュニティを自治基本条例に盛り込むことによって何を促進するか

→問題提起

- ・コミュニティの目的は地域福祉を実現するというのが元本だと思います。それを担う主体は、地域密着型の自治組織である自治会が中心になると考える。そして、さらに

自治会を中心とした老人介護の会やNPOなどいろいろな方が地域に集って活動を展開されるのではないかと思われる。少し幅を広げた地域にまたがる団体もコミュニティであると考えた。

→幹事会の意見

- ・自治協議会制度自体を、あるいは自治協議会を本来位置付けてしまえばよい話ではないか。
- ・コミュニティのあり方について再検討するような場を設ける。
- ・NPOやボランティア団体というのは場合によっては地域の連携によって支援を、一部支援を受けることもあるだろうし、連携していくこともあると思われる。
- ・例えば現在自治会がやっている活動、夏祭り、防犯防災、健康増進、子育て、文化祭、文化活動、環境整備等それらの活動は全て福祉ではないかと思っている。住民の健康と安全と生活が豊かな暮らしを実現するということだと思われる。

→コミュニティの目的

- ・財政支援を行うこともあり得ると思われ、枠組みは残してよいのではないかと考える。
 - ・「自治会と市は、連携しながら地域活動の円滑な促進に努める」として、自治会のよりよき姿を目指していくべきではないかと思われる。
- ・前提として、この条例を契機として、今、過渡期というか変更期で混乱していることをあえてリセットしたいという思いで議論がなされたようだ。
- ・市民会議の提案は、現状行われていることをリセットする方向の思いが強い中で作られていると思われ、やや抽象的な原則をつくる手前で、あまりに具体性を帯びすぎていると感じられる。

→解説

- ・他事例をみると、「コミュニティを認定する基準」と「コミュニティが地域にとって重要な役割を担っている」という規定と、その上で「だからこそ市が一定程度の支援ができる」という三点セットが基本になっている。

→解説

- ・今の方が自治会としての活動が自由な発言もできるし、自由な活動もできる。行政の方から縛り付けられるのではないかと逆の話をする人もいたが、現実的に考えると今はそうではないと思われる。
- ・実態として、前の区長制度の時よりも自治協議会制度の方が運用はスムーズにいらっていると思われる。

→現状説明

- ・コミュニティの規定を入れる際に「①自主性、自立性を尊重する」「②コミュニティ相互の連携や活性化を図る」「③自治体はきちんと支援する」「④加入促進に努める」「⑤民主的で参加しやすいものにする」を見ていく方法がある。
- ・⑤は、あまり問題は大きくないようだ。④は、地域によって差があるようだが、「できるだけ関わって欲しいということをやがす」コミュニティに意義を認めてみんなで助け合って、支え合っていこうというような趣旨はあってもよい。
- ・コミュニティの定義について、地域型コミュニティと課題型コミュニティと分けて、その両方を包含する概念として「コミュニティ」と規定する。
- ・「地域福祉」とは、自治会がやっている活動、夏祭り、防犯防災、健康増進、子育て、文化祭など文化活動、環境整備など、それら全ての活動をさし、住民の健康と安全と生活が豊かな暮らしを実現することを目的としている。
- ・基本的にはB案とし、参加をやがす規定を追加

(コミュニティの推進)

第〇条 市は、コミュニティの果たす役割を認めるとともにその自主性・自立性を尊重し、活動支援、コミュニティ相互の連携促進等必要な措置を講じます。

2 市は、コミュニティ活動に必要な財政支援を行います。

3 コミュニティと市は、連携しながら地域福祉の実現のために協力します。

4 市民は、相互扶助の精神に基づき地域コミュニティの活動に参加するよう努めるものとします。

27. 行政運営

◆まちづくり市民会議の意見集約

- 市は、健全で持続可能な市政を実現し、もって市民福祉の増進を図るため、市民に信頼される市政運営を進め、公平性の確保及び透明性の向上に努めなければなりません。
- 市は、効率的に事務事業を実施し、最少の経費で最大の効果を上げるように努めなければなりません。
- 市は、簡素で市民にわかりやすい組織編成を行い、必要に応じてその見直しに努めなければなりません。

◆審議会の意見

- ・一つの事を処理するにあたって他の地方公共団体がどういうシステムでその実現に努めているか、そのことの背景になっている法律に対する解釈、ルールが違っているということまで行政は調べて欲しい。
- ・太宰府市の自治体の中で同じ目的を達成するためにどういった方法があるだろうかという形で、一つの手段として法令を解釈していくことが必要なのではないかという意味合いで、この「政策法務」は必要であろう。
→「政策法務」を記述
- ・ある程度長いスパンで職員を配置するべきであり、どんな職場に配置転換があってもスムーズにやってもらいたい。むしろある意味でゼネラリストでもあるしスペシャリストでもあって欲しい。
- ・「ハウ・レン・ソウ」をやればよく、前任者から後任者への助言、アドバイスを素直に聞けばよいだろう。
- ・職員ないしは職員集団に対しての責務だとか役割だとか教育の問題が別箇たてられている。
- ・創意工夫で経費削減に努める、行財政改革に取り組まなければならない。ただし行政サービスの低下をまねかないよう充分留意する
→「組織及び人事政策」は両論併記
- ・ニセコ町の子算書全戸配布など参考に、市民が分かり易く知る機会を持って欲しいという主旨が大切。
→「財政運営」の参考に。

28. 総合計画

◆まちづくり市民会議の意見集約

- 市は、市政運営を総合的かつ計画的に進めるため、市の目指すべき将来像を定める基本構想及びこれを実現するための具体的取り組みを定める基本計画（総合計画）を策定する。
- 市は、総合計画は計画期間を【A. 8年 B. 10年】とする総合計画により構成し、その策定に当たっては、議会の決議を経なければなりません。
注）計画期間は8年、10年 2つの意見が出された。
- 市は、総合計画に基づき、行政の各分野における計画の策定及び施策の実施を行うものとします。
- 市は、総合計画の適切な進行と監理に努めるとともに、その状況を広く市民に公表するものとします。
- 市及び市役所の各担当所管は、総合計画の策定にあたっては、個性豊かで持続可能な地域社会を実現するため、市民との協働を進めながら、その企画立案の段階から市民の参加の推進に努めるとともに、地域資源を最大限に活用し、本市の将来像を示す計画を策定して施策展開を図るよう努めなければなりません。

◆審議会の意見

- ・自治体の長期的な計画が必要であると考え、基本構想及び基本計画を策定すること、さらに議会の議決事項に入れることを自治基本条例に規定すべき。
- 幹事会の意見
 - ・自治法の改正で基本構想は必ず策定しなければならないものではなくなったが、他の多くの自治体が基本構想を議会の議決事項に加えている →説明
 - ・基本構想と基本計画は議会としても必要だと思っているので、「議決の拡大」という項目で検討している最中である。 →議会の状況説明
 - ・市民会議の議論は「総合計画を作ればよい」というレベルだったのか。計画を作り、実施して、チェックして見直し、計画が終わった段階の課題を次の計画に反映させるなど、サイクル全体を連関させた規定が求められたのか？
 - ・計画実施後の評価は内部で行われていて、報告書が出されるが、一般の市民は何もチェックができない。
- 幹事会からの回答
 - ・市長の任期にあわせておくことで、市長が変わると、それぞれの市長の政策にあわせた計画ができるという考えがあるだろう
 - ・総合計画は極めて抽象的でマニフェストで掲げた政策と矛盾することがほぼない。
 - ・現状の構想や計画があまりに抽象的でチェックできるという具体的な指標になっていないということだとどまる限りはそのようなことになるだろう。
 - ・計画のチェックをすることをあまり前提としない抽象度の高いバラ色の青写真のようなイメージのように提供することを想定されているのか、あるいはそれが何らかチェックをかけて、基準となって実際行われたことと比較対照することで歯止めをかけたか、を考えておられるのか。
 - ・31番評価や32番外部監査も合わせて、市民会議ではどのような議論が行われたのか、よく分からない。
- 疑問
 - ・総合計画の具体性なり、あるいは判断し得るような具体性を伴ったようなものにするなどがないとなかなか実効性が担保できないのではないか。
- 総合計画のあり方自体の規定の提案
 - ・総合計画は何年にしなければいけないと法律で決められていないので、マニフェストで当選した首長が一年後にマニフェストに沿って総合計画を作りかえることは一般的にあることで、それは現行の制度の基でもできる
- 説明
 - ・市民の目線でコントロールするのは、総合計画の作る段階から完成までを市民が計画自体のプログラムについてそこに参画してそれを作るというシステムがない
- 計画策定のプロセスのあり方への意見
(総合計画の議論は、次回の審議会へ持ち越す)